

## 平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人岩美町社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成31年1月25日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組み、概ね改善が図られていた。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事について、理事会を2回続けて欠席している者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p style="text-align: center;">(審査基準第3の1(3))</p>	<p>現在も十分な期間をもって調整を行っているところではあるが、今後もできる限り日程の調整を行い、出席率の向上に努める。</p>
2	<p>会長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、法人全体の事業報告を行っていたのみであった。</p> <p>については、定款第21条第5項の規定に基づき、会長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の16第3項、定款第21条第5項)</p>	<p>今後定款に基づき、適正な執行状況の報告を行う。</p>
3	<p>寄附金品の受入について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 寄附申込書に寄附目的の記載がなかった。</p> <p>② 玄米30kgについて、寄附申込書を受領しないまま、寄附物品として受け入れていた。</p> <p>については、寄附金品を受け入れた場合には、経理規程第26条の規定により、出納責任者は寄附者が記入した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び</p>	<p>今後経理規程に基づき、寄附者が記入した寄附申込書等に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けるとともに、適正な会計処理を行う。</p>

	<p>寄附の目的を明らかにして、会長又は会長から権限移譲を受けた者の承認を受けること。</p> <p>また、寄附物品は、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上すべきところ、平成29年度の寄附金において、現物による寄附（玄米 30kg）につき適切な計上がされていなかった。</p> <p>については、寄附物品を受け入れた場合も、寄附金の場合と同様に、会長の承認を受けた上で、適切な処理を行うこと。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>（留意事項9（2）、経理規程第26条）</p>	
--	--	--